解散公告

当社は、平成二十四年十月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月六日

大阪市西成区花園南一丁目四番二号博喜ビル

株式会社ジー・エス・エム

代表清算人　山本　宏

解散公告

当社は、平成二十四年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月六日

大阪市都島区都島本通一丁目六番一一号

株式会社クロダ商会

代表清算人　黒田　壽一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月六日

鹿児島市西別府町三一一六番地一四五

株式会社ハウスデポ西鹿児島

代表清算人　大迫　秀樹

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により平成二十四年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月六日

群馬県前橋市千代田町三丁目四番七号

財団法人立川町会館

代表清算人　岸　篤美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十月一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月六日

高知県高知市薊野北町一丁目二番一号

財団法人東秦泉寺保育園

代表清算人　立石　由香

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年十月三十一日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月六日

東京都世田谷区玉川二丁目二四番一号

二子玉川東地区市街地再開発組合

代表清算人　川邉　義高

解散公告（第二回）

当医院は、平成二十四年八月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当医院に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月六日

神奈川県足柄上郡松田町松田総領一二一三番地

医療法人社団オダチ歯科医院

清算人　尾立　マサ

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十二日石川県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月六日

石川県羽咋市旭町ア二〇〇番地

財団法人羽咋市体育振興事業団

代表清算人　辻角　邦昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月六日開催の臨時社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、平成二十四年十一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月六日

三重県松阪市嬉野野田町一四三番地

医療法人宝積クリニック

清算人　寶積己矩子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月六日

北海道日高郡新ひだか町静内青柳町一―一二―五

医療法人社団しずない耳鼻咽喉科医院

清算人　岩切　裕昌

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月十四日開催の総会の決議により、同年九月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月六日

茨城県つくば市房内二八九番四

社団法人機械技術協会

代表清算人　曽田長一郎

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十四年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月六日

東京都台東区元浅草二丁目六番七号

日本マタイ企業年金基金

代表清算人　西山　博文

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為で定めた存続期間の満了により、平成二十四年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月六日

長野県長野市松代町西条四〇六五番地

財団法人松高教育振興会

清算人　和田　榮一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年十月三日付浜松市指令都市第一一六号の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月六日

静岡県浜松市中区板屋町一〇一番地二二

旭・板屋C地区第一種市街地再開発組合

代表清算人　赤堀　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市大町二〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月六日

岩手県一関市花泉町金沢字鹿ノ鼻下三七番地二

相続財産管理人　阿部　学

第64期決算公告　平成24年10月17日

静岡県浜松市東区薬師町70番地

サンショウ株式会社

代表取締役　山本　新一

貸借対照表の要旨（平成24年7月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	8,127
	固定資産	1,027
	合計	9,154
負債及び純資産の部	流動負債	1,487
	固定負債	211
	株主資本	7,455
	資本金	110
	資本剰余金	2
	資本準備金	2
	利益剰余金	7,343
	利益準備金	27
	その他利益剰余金	7,315
	（うち当期純利益）	（227）
	合計	9,154